

真狩村の子育てサポート

妊娠前から産後まで応援します。

妊娠前

不妊治療費助成事業 …… P1

不育症治療費助成事業 …… P1

妊娠期

母子手帳交付 …… P2

妊婦学級(保健指導) …… P2

産前サポート(相談) …… P2

妊婦健康診査 …… P3

インフルエンザワクチン予防接種費用助成 …… P4

16歳～64歳

歯ッピー健診 …… P4

出産応援給付金 …… P5

子育て応援給付金 …… P5

出産祝品贈呈事業 …… P5

産婦健康診査 …… P6

新生児聴覚検査 …… P6

新生児・乳児訪問 …… P7

産後ケア事業 …… P7

赤ちゃん相談(産後サポート) …… P8

乳児(1歳未満)健診 栄養相談・指導 …… P8

幼児(1歳6ヶ月・3歳児)健診 栄養相談・指導 …… P8

離乳食教室及び訪問指導 …… P8

幼児食教室 …… P9

フッ素塗布 …… P9

子ども子育て支援センター …… P9

一時預かり事業 …… P10

保育料減額の特例措置 …… P10

子育て短期支援事業 …… P11

インフルエンザワクチン予防接種 中学生まで無料化 …… P12

中学生までの医療費無料化 …… P12

放課後児童クラブ …… P12

子育て



妊娠前

不妊治療費助成事業

不育症治療費助成事業



不妊、不育症治療を希望するご夫婦に対して、経済的負担を軽減するために、その費用の一部を助成いたします。

区分	不妊治療費助成事業	不育症治療費助成事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①法律上の婚姻している夫婦 ②真狩村に居住している夫婦 ③妻の年齢が43歳未満 ④村税等の滞納がないこと ⑤医療保険各法の被保険者 ⑥他市区町村で不妊治療の助成を受けていない、受ける見込みがない ⑦不妊治療による医療保険の適用を受ける医療機関で治療を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> ①2回以上の流産・死産等の既往歴がある（抗リン脂質抗体症候群の場合は1回以上） ②法律上の婚姻している夫婦 ③真狩村に居住している夫婦 ④村税等の滞納がないこと ⑤医療保険各法の被保険者 ⑥北海道不育症治療助成事業の決定を受けた者
治療及び回数	<p>【生殖補助医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精又は顕微授精 40歳未満・・・43歳まで1子ごと6回 40歳以上・・・43歳まで1子ごと3回 <p>【一般不妊治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工授精 第1期(12ヶ月間)×3回 	<p>【1治療期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不育症治療を開始から出産(流産、死産等を含む。)までの期間 <p>○不育症の因子を特定するための検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ※子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査 <p>○上記検査結果に基づく治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ※手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法
医療機関	<p>【生殖補助医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療による医療保険の適用を受ける医療機関 <p>【一般不妊治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関又は上記の医療機関 	<p>産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関</p>
助成の額	<p>【生殖補助医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 採卵を伴う治療 ⇒ 150,000円まで 採卵を伴わない治療 ⇒ 75,000円まで 中止した場合 ⇒ 75,000円まで 男性の不妊治療 ⇒ 150,000円まで <p>【一般不妊治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療費 ⇒ 100,000円まで <p>※保険外診療の自己負担分も助成する。</p>	<p>1治療期間 100,000円まで</p> <p>※保険適用の有無は問わない。 ※北海道不妊治療助成金は控除する。</p>



母子健康手帳(母子手帳)は、母子健康法に基づいて真狩村住民課にて交付しています。

▶ いつもらえるの？	⇒胎児の心拍が確認できる6～10週間に病院から妊娠届が出されますのでそれを村に提出すると交付されます。
▶ なにが書いてあるの？	⇒乳幼児身体発育曲線や便色の確認表などの情報が掲載されています。
▶ どんなことを書くの？	⇒予防接種や歯科検診、病気の経歴など妊娠中・出産の状態や新生児から6歳くらいまでの子供の各成長状態を記録します。
▶ なぜ必要なの？	⇒妊娠中や育児中には同じ病院、医師の診察を受けれるわけではありませんので過去の記録を提示することで適切に処置してもらえます。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612



妊婦学級

出産予定の妊婦さんが集まって、妊娠中や出産後の生活、分娩や赤ちゃんのお世話について保健師や管理栄養士などから学んだり情報交換や交流をする場です。もちろんお父さんも一緒に参加することができます。

開催時期：4月 8月 12月 14時から

開催場所：真狩村保健福祉センター

《プログラム》

- ▶ 妊娠中の保健、妊婦体操、両親学級 などについて (保健師)
- ▶ 母と子の栄養について (管理栄養士)
- ▶ 母と子の歯科保健について (歯科衛生士)
- ▶ 子育て支援センターについて(保育士)

教室に参加できなかった初妊婦さんには、訪問若しくは電話による対応もいたします。ご気楽にご相談ください。

お問合せ先

真狩村役場 住民課 **保健係** 電話 **0136-45-3612**

産前サポート

妊婦届出のあった妊婦さんの不安や悩みを聞き相談・支援をします。

相談回数

出産までに1回

相談方法

○個別型・・・利用申込を受け、なみうち助産院で相談できます。
※集団型・・・現在集団型は開催していません。



真狩村にお住いの妊婦さんが健康診査を受ける場合にその費用を下記のとおり助成いたします。

道内の産科で受診された場合		道外の産科で受診された場合	
病院での費用の請求はありません。		病院の領収書を持って役場住民課窓口において請求することになります。	
※オプション検査料は自己負担願います。		※オプション検査料は自己負担願います。	
受診券の交付	受診券は、役場住民課窓口にて母子手帳と一緒に交付されます。 ≪持参するもの≫ ・印鑑（受領印として必要です。） ・本人確認ができるもの（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）		
お問合せ	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612		

回数	実施時期	検診項目	金額	
4週間に1回	第1回	妊娠8週前後 ●共通項目 ・問診 ・血圧測定 ・体重測定 ・尿化学検査 ■貧血、血糖、B型・C型肝炎、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体、血液型 ■不規則抗体、HIV抗体、HTLV-1抗体、トキソプラズマ抗体 ■子宮頸がん検査 ■性器クラミジア	24,000円	
	第2回	妊娠12週前後	●共通事項のみ	990円
		◆超音波検査	5,300円	
	第3回	妊娠16週前後	●共通事項のみ	990円
第4回	妊娠20週前後	●共通事項のみ	990円	
2週間に1回	第5回	妊娠24週前後 ●共通事項 ●貧血、常用負荷試験(血糖)	4,620円	
	第6回	妊娠26週前後	●共通事項のみ	990円
		◆超音波検査	5,300円	
	第7回	妊娠28週前後	●共通事項のみ	990円
	第8回	妊娠30週前後	●共通事項のみ	990円
	第9回	妊娠32週前後	●共通事項のみ	990円
第10回	妊娠34週前後 ●共通事項 ●ノンストレステスト	3,090円		
1週間に1回	第11回	妊娠36週前後	●共通事項 ●貧血 ●B群溶血性連鎖球菌	6,520円
		◆超音波検査	5,300円	
	第12回	妊娠37週前後	●共通事項 ●ノンストレステスト	3,090円
		◆超音波検査	5,300円	
	第13回	妊娠38週前後	●共通事項 ●ノンストレステスト	3,090円
◆超音波検査		5,300円		
第14回	妊娠39週前後 ●共通事項 ●ノンストレステスト	3,090円		
◆超音波検査	5,300円			

妊娠期

インフルエンザワクチン予防接種費用助成(妊婦さんご夫婦)



真狩村にお住いの妊娠中のご夫婦及びご家族がインフルエンザワクチン接種をする場合、その金額の一部(上限1,660円)※R4実績を助成いたします。

実施時期	毎年10月1日～翌3月31日まで	
指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 野の花診療所 俱知安厚生病院 	※かかりつけ医のいる方や入院、施設入所している方は指定医療機関以外で接種できる。
助成内容	<p>16歳(高校1年生)以上の者については、当該年度一人1回までとし、自己負担額のうち、1,660円を上限として助成する。</p> <p>野の花診療所……自己負担2,000円(助成額1,660円)※R4実績 俱知安厚生病院……自己負担2,190円(助成額1,660円)※R4実績</p>	
自己負担の減免	<p>次の要件の方により、村に免除申請をされた方は無料で受けることができます。</p> <p>(1) 世帯の全員が市町村民税非課税である方 (2) 生活保護を受けている方 (3) その他村長が特に経済的理由により必要と認める方</p>	
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612	

妊娠期

歯ッピー健診



妊娠中は、お口の状態も変わりやすく、むし歯や歯周病のリスクも高くなります。歯周病が進行すると、早産や低出生体重児の出産を引き起こすこともあります。

適切な口腔ケアによって妊娠期の歯・お口の健康を保ち、安心して出産を迎えられるように実施します。

実施時期	9月・2月 開催時期になったら周知します。	※現在、集合開催は行っていません。 ※健診には申込が必要です。
開催場所	真狩交流プラザ (村山歯科診療所)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 歯科ドック 咬合圧測定 口臭測定 唾液検査 etc 	
料金	無 料	
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612	



令和4年4月1日以降に真狩村にお住いで、妊娠届を提出された妊婦さんに出産応援給付金を支給します。

対象者	次の要件に該当する方が対象となります。 (1) 村の住民基本台帳に登録されている方 (2) 他の市町村で同様の給付等を受けていない方 (3) 申請者は妊婦のみ ※申請には事前に面談やアンケートへの回答が必要です。
申請方法	出産・子育て応援給付金申請書兼請求書に必要事項を記載し、次の書類が必要です。 (1) 妊娠が分かる医療機関の証明書 (2) 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等) (3) 振込口座が確認できるもの(キャッシュカード、預金通帳)
助成金額	妊娠1回につき 50,000円の現金給付
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612



令和4年4月1日以降に真狩村にお住いで、出生届を提出された児を養育する方に子育て応援給付金を支給します。

対象者	次の要件に該当する方が対象となります。 (1) 村の住民基本台帳に登録されている方 (2) 他の市町村で同様の給付等を受けていない方 (3) 申請者は子を養育する方、ただし、2人以上いる場合はそのうちの1人 ※申請には事前に面談やアンケートへの回答が必要です。
申請方法	出産・子育て応援給付金申請書兼請求書に必要事項を記載し、次の書類が必要です。 (1) 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等) (2) 振込口座が確認できるもの(キャッシュカード、預金通帳)
助成金額	お子さん一人につき 50,000円の現金給付
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612



真狩村にお住いで出生届を提出された保護者の方に「君の椅子」を贈呈します。

対象者	引き続き真狩村に居住する意思のある方
申請方法	出生届出時に真狩村出産祝品贈呈申請書を提出
贈呈品	お名前・誕生日が記載された「君の椅子」をお子様ひとりに1脚贈呈します。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 福祉係 電話 0136-45-3612



産婦健康診査



真狩村にお住いの産婦さんが健康診査を受ける場合にその費用を下記のとおり助成いたします。

道内の産科で受診された場合	道外の産科で受診された場合
病院での費用の請求はありません。 ※オプション検査料は自己負担願います。	病院の領収書を持って役場住民課窓口において請求することになります。 ※オプション検査料は自己負担願います。
受診券の交付 受診券は、役場住民課窓口にて母子手帳と一緒に交付されます。 《持参するもの》 ・印鑑（受領印として必要です。） ・本人確認ができるもの（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）	
お問合せ	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

実施時期	検診項目	金額
産後1か月前後	<ul style="list-style-type: none"> ■問診 （生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等） ■診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等） ■体重・血圧測定 ■尿検査（蛋白・糖） ■EPSP 	5,000円



新生児聴覚検査費助成



新生児の聴覚検査（自動聴性脳幹反応検査・耳音響放射検査）に対する費用を助成します。

道内の産科で受診された場合	道外の産科で受診された場合
検査費用のうち、 5,500円 まで助成します。それ以上の場合は病院でお支払い願います。 ※オプション検査料は自己負担願います。	病院の領収書を持って役場住民課窓口において請求することになります。 ※オプション検査料は自己負担願います。
実施機関 北海道と協定を結んでいる医療機関（道内の場合） ※里帰り出産の場合は、上記の検査を実施した場合に交付する。	
受診券の交付 受診券は、役場住民課窓口にて母子手帳と一緒に交付されます。 《持参するもの》 ・本人確認ができるもの（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）	
お問合せ	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

新生児・乳児訪問



生後4ヵ月までの赤ちゃんがいるご家庭を専門知識を持った保健師、管理栄養士などが訪問して、赤ちゃんの発育や栄養状態や生活についてのアドバイスをします。

成長チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの体重を量り、授乳の量についてチェックします。 ・赤ちゃんの体を見たり、触れて問題がないか、困ったことはないかチェックします。
育児等の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・困っていることや悩み、心配ごとについて相談にできます。 ⇒ おっぱいは足りているか。飲ませ方は良いのか。泣き方が激しいけど。おへその消毒は。最近、イライラしてしまう。・・・Etc
育児の情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関するいろいろな情報を提供します。 ⇒ 予防接種 乳児健診 育児相談 育児サークル等
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612



養育支援とは・・・

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって育児に不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な養育支援が必要な家庭に対して、指導助言等を訪問により実施し、養育上の諸問題の解決、軽減をおこなう。

出産後

産後ケア事業



産後の体調や赤ちゃんのお世話、授乳について不安がある母子への心身の回復や育児をサポートするため、助産師が訪問して専門的な指導とケアを行います。

対象者	真狩村にお住いの生後1歳未満のお母さんと赤ちゃん ・出産後の体調や育児に不安のある方
申込み	役場住民課窓口へ「ケア訪問事業実施承諾書」を提出願います。 ※出産届を提出する際に保健師から説明があります。
ケアの内容	<ol style="list-style-type: none"> ①お母さんの身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ②お母さんの心理的ケア ③適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む。) ④赤ちゃんの発育や発達のチェック ⑤育児の手技についての具体的な指導及び相談 <ul style="list-style-type: none"> ・授乳やオムツ交換、沐浴などの赤ちゃんのお世話について
実施機関(委託)	なみうち助産院 院長 浪内 淳子(助産師) 住所:真狩村字社87-1
利用料金	自己負担 500円/回 利用限度 1回から4回まで
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

赤ちゃん相談(産後サポート)～参加型相談



乳幼児の保護者の方と赤ちゃんの成長や発達、育児、健康に関する悩みについて保健師、管理栄養士と一緒に考え、お答えします。
お母さん同士の仲間づくりと孤立感の解消、育児不安と生活上の困りごとの相談を考え、お答えします。

対象者	真狩村にお住いの生後1歳2ヶ月までの赤ちゃんがいるご両親
実施時期	4月・6月・7月・9月・10月・12月・1月・3月
実施場所	真狩村保健福祉センター
内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発育・発達、予防接種、授乳・離乳食・栄養・遊びなどの相談 ▶ 育児不安や生活上の困りごとの相談 ▶ 身体計測、体重測定
相談区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団型・・・同じ育児をするお母さんが集まり相談をするタイプ ○ 個別型・・・集団型の合間又は終了後に個別相談するタイプ
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

乳児(1歳未満)健診
幼児(1歳6ヶ月・3歳児)健診



乳幼児の発育・発達の過程における全身の計測や医師や歯科医師の診察により心身の健康状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療など健康増進につなげていきます。また、管理栄養士による栄養指導、相談も行っています。

実施時期	乳児(1歳未満) 5月、8月、11月、2月 幼児(1歳6ヶ月・3歳児)..... 4月、10月
実施場所	真狩村保健福祉センター
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 身体的発育、精神発達、運動発達、神経系、感覚器 ▶ 疾患(呼吸器系、消化器系、循環器系、皮膚、泌尿生殖器) ▶ 先天性異常・言語障害の有無 etc
その他	健診会場には、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、保育士などが配置されており、日頃の子育ての悩みを相談し、継続的な相談相手となることもあります。また、ほかの子やお母さんたちの様子を見聞きする場にもなります。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

離乳食教室及び訪問指導・相談



生後5カ月頃から乳児は母乳やミルクから「食べる」ことに徐々に移ってきます。そんな乳児をもつお母さんたちに対し、離乳食の大切さや進め方を知ってもらうために、栄養士による講話と調理実習を行います。また、要望があれば訪問による指導もします。

対象者	生後2ヶ月から12ヶ月までの乳児を持つ保護者の方 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ゴックン期・・・生後5・6月 ▶ モグモグ期・・・生後7・8月 ▶ カミカミ期・・・生後9～11月
実施時期	離乳食教室 6月 10月 2月 訪問指導・相談 随時 ※訪問は要望になります。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

子育て

幼児食教室



離乳食を卒業する幼児は、嚙んで飲み込むことや消化する能力が未だ未熟です。固いもの、塩分脂質が多いものは体の負担になります。子どもの成長に合わせて食べやすく工夫する幼児食について管理栄養士による講話と調理実習を行います。

対象者	1歳から3歳までの幼児を持つ保護者の方 ▶ 離乳食を卒業してから4歳程度まで
実施時期	幼児食教室…… 5月 3月 訪問指導・相談…… 随時 ※訪問は要望になります。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

子育て

フッ素塗布



フッ素塗布は歯の表面の歯質を強くし、むし歯を予防する効果があります。フッ素塗布は乳歯の前歯が生える1歳ころから定期的に継続して受けることが大切です。

対象者	1歳以上小学生まで
実施時期	6月 12月
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

子育て

子育て支援センター



地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、子育て支援事業を行う拠点として運営しています。

連絡先	場所……字真狩49番地1 (認定こども園まっかり保育所内) 名称……真狩村地域子育て支援センター 電話……0136-45-2181
開所時間	開所時間 ……午前8時45分から午後5時30分 あそびのひろば…… 午前10時から午後4時まで
事業内容	▶ 子育て親子の交流の場の提供 ▶ 子育てに関する相談・援助 ▶ 地域の子育て関連情報の提供 ▶ 子育て支援の講習等の実施 ▶ 一時預かり事業の実施
お問合せ先	真狩村地域子育て支援センター 電話 0136-45-2181



子育て

一時預かり事業



ご両親が仕事や用事及び休養をとるために保育が出来ない場合に一時的に子どもを預かります。

実施施設	認定こども園まっかり保育所 電話 0136-45-2179	真狩村地域子育て支援センター 電話 0136-45-2181
時間	月曜日～土曜日(祝祭日は除く) 7:30～18:30	月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 9:00～16:00
対象児童	真狩に居住する生後6ヶ月から就学前の子ども	
理由	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 勤務のため(勤務形態、職業訓練、就学等) ▶ 緊急のため(傷病、災害、事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等) ▶ 私的理由のため(心理的・肉体的負担の解消等) ※お申し込みは1週間前までとお願いしておりますが、やむを得ない事由や緊急を要する場合には利用日当日でもお預かりします。	
利用料金	2時間以内 500円 ※2時間を超える場合 1,000円	
お問合せ先	認定こども園まっかり保育所 電話 0136-45-2179	

子育て

保育料の無償化及び減額の特例



- 1 認定こども園まっかり保育所に入所する3歳～5歳児(幼稚園機能を含む。)全員と1～2歳児の住民税非課税世帯に限り無償化となります。
- 2 まっかり保育所に入所する1～2歳児については、村の独自事業として保育料を国基準額から73%減額としています。
- 3 多子軽減として同時入所する2人目は半額、3人目以降は無料になり、第2子の1～2歳児の市町村民税所得割が169,000円未満(第5階層以下)に該当する場合は無料になります。

要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 村立保育所を利用する就学前児童の保護者である ▶ 村内に住所を有し、居住していること ▶ 税金等の滞納が無いこと 					
対象児童	1号認定	3～5歳児	幼稚園利用者負担額	無償化(全員)		
	2号認定		保育所利用者負担額	無償化(全員)		
	3号認定	1～2歳児	非課税世帯	無償化		
			課税世帯	村独自事業により減額	多子軽減により第2子半額	
お問合せ先	真狩村役場 住民課 福祉係 電話 0136-45-3612					



ご両親が病気、出産、冠婚葬祭等により、家庭での子どもの養育が一次的に困難になった場合や育児不安、育児疲れなどの時に一時的に子どもを預かります。

実施施設	北海愛星学園(蘭越町字大谷289番地)					
対象児童	真狩に居住する1歳以上18歳未満の子ども					
事業区分	【短期入所生活援助事業】			【夜間養護等事業】		
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> 🔴 疾病、入院、育児不安、育児疲れ 🔴 妊娠、出産、看護、災害など 🔴 冠婚葬祭、仕事、学校行事の参加など 			<ul style="list-style-type: none"> 🔴 仕事などにより保護者が不在となる場合 など 		
利用時間	原則7日以内			夜間:午後5時～午後9時 休日:午前9時～午後9時		
利用料	生活保護、ひとり親 村民税非課税世帯	2歳児未満 2歳児以上	0円 0円	生活保護、ひとり親 村民税非課税世帯	2歳児未満 2歳児以上	0円 0円
	ひとり親以外の村民税 非課税世帯、ひとり親 村民税課税世帯	2歳児未満 2歳児以上	2,160円 1,120円	ひとり親以外の村民税 非課税世帯、ひとり親 村民税課税世帯	2歳児未満 2歳児以上	220円 110円
	その他世帯	2歳児未満 2歳児以上	5,400円 2,800円	その他世帯	2歳児未満 2歳児以上	540円 280円
	※各事業の利用料に食事代を含みます。					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に申請書等の提出が必要です。※緊急時は電話等により申請可 ○施設までの送迎が必要です。 ○施設に空きがない場合、利用する子どもが感染症に罹患又は入院する必要がある場合には、利用できないことがあります。 					
お問合せ先	真狩村役場 住民課 福祉係 電話 0136-45-3612					



子育て インフルエンザワクチン予防接種(中学生まで無料化)



村内の子どもたちのインフルエンザワクチン予防接種の料金を無料として子育て家庭の経済的負担を軽減します。

無料対象	1歳～15歳(中学3年生)以下の子ども	
回数	1歳～13歳未満(小学6年生)	2回/年
	13歳(中学1年生)～15歳(中学3年生)	1回/年
指定医療機関	野の花診療所 TEL 0136-48-3270	倶知安厚生病院 TEL 0136-22-1141
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612	

子育て 中学生まで医療費無料化



中学生までの子どもが医療機関等を受診した医療費の一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担と子どもたちの健康増進を図ります。

無料期間	満15歳に到達した日が属する年度の3月31日まで
対象	村内に住所がある世帯に属する中学生までの子ども
お問合せ先	真狩村役場 住民課 医療保険係 電話 0136-45-3612

子育て 放課後児童クラブ(おひさまクラブ)



小学校4年生までの子どものうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

対象児童	村内の小学校に在籍している子ども ・小学校1～3年生……全ての子ども ・小学校4年生 ……昼間保育に欠ける家庭の子ども	
場所	真狩村保健福祉センター内 おひさまクラブ	
開所時間	<p>▶ 授業が行われている月曜日～金曜日…… 13:00～18:00</p> <p>▶ 毎月第1・3土曜日…………… 8:00～16:00</p> <p>▶ 夏・冬・春休み(長期休み) …… 8:00～18:00</p>	
利用料金	一人当たり月額 3,000円	※月の途中で入退所があっても日割はいたしません。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 福祉係 電話 0136-45-3612	